

西ドイツ税理士会の重鎮

クレッカー先生来日!!

7月3日から全国各地で講演



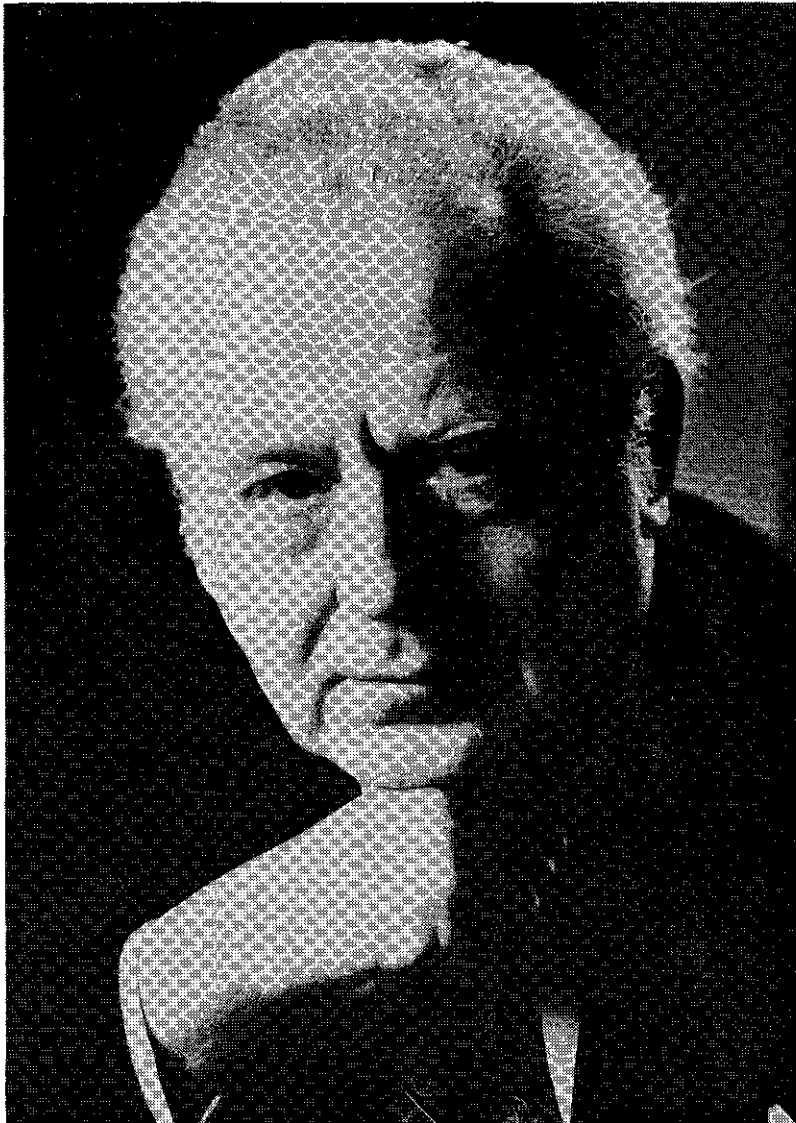
全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷
5-20-11
第1シルバールビル5F501号
電話 03(356)2916

至 東京 人 行 湖 長
至 東京 人 行 湖 長
至 東京 人 行 湖 長
至 東京 人 行 湖 長

全国青税連と全国婦税連では、
四十八年三月・四十九年四月・五

十年八月の三回にわたり、ヨー
ロッパ諸国の主要都市を訪問し、付



加価値税・税理士制度・税務行政
等について視察し各報告書を発刊
してきた。青税・婦税は税理士制
度にかかわる諸制度について国際
的視野をもって比較検討し諸制度
の改善進歩のために活動してきた
クレッカー先生とは、これらの
視察を通して、西ドイツ税理士制
度の紹介だけでなく、ナチスドイ

ツの戦費徴達の手段として発足し
た西ドイツの税理士制度が、戦後
幾多の苦難と闘争の中から、独立
した自由職業人としての地位を確
立してきたかを、つぶさに教えて
くれた。クレッカー先生は正に、こ
れらの一貫した運動の中にあっ
て、西ドイツ税理士会の指導者と
して歩まれてきた。

今回われわれの招きに快
よく応じてくださり、講演
のために慎重な準備を進め
ておられることを、大変あ
りがたく思っている。

わが国の法改正運動が低
迷している時に、先生の講
演は、納税者の代理人とし
ての税理士制度確立のため
に大きな力となることと確
信している。

すでに、東京、大阪、名
古屋、東海会浜松部会、東
京地方の各会の主催による
講演会が具体化している。

各地区での講演会に多数
の方が参加できるよう各青
税・婦税の方々のご協力を
お願いします。

クレッカー先生招聘
実行委員会

委員長 久保田 秀雄

全国青税連と全国婦税連は、三度びヨーロッパ諸國に視察団を派遣し、税理制度をはじめ付加価値税や会社法の実態について視察してきた。視察団の成果は、そのつど「報告書」として発表され、わが國の關連する諸制度の有力な

クレッカー先生の横顔

西ドイツ税理士法制定の立役者

荻野弘康

資料として活用されている。クレッカー先生には、われわれの数次に亘る訪独に際しても、いつも温かく迎えていただいたばかりでなく、西ドイツにおける税理士法の歴史的経緯や税制等について懇切な説明をしていただいた。

視察目的のため訪問が何カ所かに分かれるときも、いつも適切な訪問先を紹介していただき、われわれは貴重な情報の収集を行なえたのである。

自主権獲得運動のリーダー

クレッカー先生は、西ドイツ連邦税理士(シュトイエルベフオルメヒテイクテ)連合会会長、ケルン税理士会会長を歴任し、現ケルン税理士会副会長をはじめ、西ドイツ連邦税理士会試験委員会委員等多くの役職を兼務し、正に西ドイツ税理士会の重鎮である。

しかし乍ら、クレッカー先生を語るについて、何よりもかによりも忘れることができないのは、西ドイツ税理士会の「自主権獲得運動」における献身的な活躍振りであらう。

納税者のために必要な税理士会の自主権を、多くの納税者や税理士と共に戦い、そのリーダーとして、その運動の中心的な働きをなしてきたのである。

昭和四十九年五月(第二次視察団)の訪独の際、ケルン税理士会による昼食のおもてなしを受けたが、その時ケルン税理士会を代表して立たれたクレッカー先生の挨拶はいまだにわれわれの記憶に新しい程、強烈であった。

「西ドイツの税理士は、心から皆さんを歓迎する。西ドイツの税理士会もヒットラーの時代には自主権がなかった。日本の皆さんも納税者の権利を守るために奮闘して自主権を獲得して下さい。」

われわれの成してきた自主権獲得運動の歴史は……。

クレッカー先生は、挨拶をして

クレッカー語録

(國家が税理士の自主権を握っている?、日本はそれでも民主國家ですか)

(西ドイツに青税はない。青税ができたなら私が会長になるでしょう。)

(私の趣味ですか、音楽です、仕事です、美しいものすべてです。)

い出し、闘志も甦り、大きな身振り手振りに力が入る。

われわれの視察目的は、瞬時にしてクレッカー先生に伝わったのである。

われわれの現在の苦しみは、西ドイツ税理士会の陣痛の苦しみと同じだったのである。

音楽に傾倒、仕事に興味
昨年九月第三次視察団の一員と

して再びクレッカー先生にお会いし「若しわれわれが先生をお招きすることを決めたら先生は喜んで日本にこられますか」と私が尋ねたら、「喜んで訪日いたします」とのご返事をいただいたのです。

ことによつたらわれわれは、日本で、クレッカー先生の「自主権獲得運動の歴史」等が直接に、より詳細にきくことができるかもしれないという希望を抱き乍ら帰国したものである。

本年一月、青税・婦税の共同で「クレッカー先生招聘実行委員会」が設置され、クレッカー先生の招聘が本決まりとなったことは誠に喜びに堪えないところである。

納税者と共に歩んだ西ドイツの税理士法改正運動は、停滞気味のわが國の税理士法改正運動の推進に貢献できるものと大いに期待している。

講演会の日程

- 七月三日 婦税東日本支部総会
- 七月五日 東京税理士会
- 七月七日 東京地方税理士会
- 七月八日 東海税理士会
- 七月九日 名古屋税理士会
- 七月十日 大阪合同税理士会

クレッカー先生の略歴

- 一九二二年 ドイツ生れ 54才
- 一九五〇年 税理士(シュトイエルベフオルメヒテイクテ)開業
- 一九五八年 西ドイツ連邦税理士(シュトイエルベフオルメヒテイクテ)
- 一九六一年 会連合会会長
- 一九六五年 ケルン税理士(シュトイエルベフオルメヒテイクテ)
- 一九七二年 副会長
- 一九七五年 シュトイエルベフオルメヒテイクテ統合後ケルン税理士会副会長

兼任

- 西ドイツ連邦税理士会試験委員会委員長
- ボン経済税務職業修習生試験委員会議長
- ケルン税理士会職業監督委員会委員長
- ケルン税理士会登録委員会理事
- その他

主な著書

- 「西ドイツ税理士法注解」
- 「税務相談ハンドブック」

主張

法の下の平等と課税

公平の原則

わが国憲法第一四条は、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。(以下略)」と規定し、近代憲法における平等主義の大原則を宣言している。

とくに経済的差別の禁止の第一に挙げられるのが課税公平の原則である。すなわち、私人間における経済的差引問題はさておき、国家の名において義務づけられている納税義務の履行に際しては、租税法主義に支えられながら、厳格な公平原則が要求されている。課税公平の原則は負担公平の原則と同義語であるが、前者が立法的な面にウェイトを置いており、後者は税務行政上の面にウェイトをおいていると考えてよい。であるとすると、公平原則は、当然に行政執行上の公平を前提として成り立っている大原則と考えてよ

い。はたしてわが国近代憲法の要求するとおり国家(課税庁)は国民(納税者等)に対しこの大原則を遵守しているであろうか。

納税者に対する公平原則

まず第一に我々税理士が関心を持つのは納税者に対する課税庁の公平なる取扱いについてである。

なかならず税務調査に対する公平取扱いについて検討しなければならぬ。

「法人会に入ると税務調査がない

課税公平原則を支える

行政上の公平原則について

から入りなさい。」

「青申会に入ったら三年間は調査はないですよ。」

「三月の税理士会無料相談所扱いのものは調査省略にします。」

「優良法人制度の適用を受けた法人は原則として調査なし。」

「税理士が税務監査チェックリストをやった会社は調査省略。」

果ては「私が関与すれば税務署の調査は軽くすみますよ。」

等々。巷間いわれているこうした流言蜚語はきりが無い。もとよ

り税務調査をどのように行っていくかという具体的な方針は法律の規定するところではなく全て行政サイドに委ねられている。それだけに実際面においては公平が保たれない場合がしばしば起りうる。

しかし、ある会社が四年目に調査があり、別の会社は二年目にあつたという程度の差異については努力をしても止むを得ず生ずることであるし、とりわけ問題にする必要はない。

ところが、行政上の公平を追求

くられるし……」と宣伝する。これを聞いた別の業者は、自分の所は町の税理士に頼んでいるが、三年に一度調査がある。これでは商工会にいった方がよいということになる。

これは例であつて、こうしたことにならなければよいがと危惧するのである。

もしこうした事実があつたとするなら、当該課税庁ないしは公務員は憲法を蹂躪したことになる、当然司法の裁きを受けなくてはな

らぬ。我々税理士は業務上、日常的に税務調査の現場に立合うことになる。であるから課税庁の公平責任を監視する義務を負っているといえよう。

税理士に対する公平原則

最近登録した若い税理士が「青税連に入ると調査が多くなる」といわれましたが本当ですか?と聞いてきたという。

これは笑話ですませることもできるが、しかし重要な問題を包

つと広く一般試験合格者と置きかえてみよう。会計事務所か一般会社に勤めながらコッコツと受験をし、青春をかけてようやく受かつた税理士試験である。税務署に特別のコネもなく、手当り次第友人を頼って関与先を獲得して何とか生活を支えていけるようになる。

ところがこの一般試験で受かつた税理士は、特別試験によって受かつた税理士といふいろいろ違いがあるようだと知る。顔のきかない税理士と、顔のきく税理士がいるという。いわゆる週刊新潮事件はこうした若手税理士に与えた影響がきわめて大きい。

税理士は出身がどの分野からであらうとあくまで一つの職業人である。納税者には選択の自由は認められているとしても、行政庁はその出身、所属団体によって差別をすることは許されていない。ここで特別試験が法の下の平等原則に適わない点について詳しくはふれない。少くとも同一資格という税理士である以上、全ゆる平等が保障されなければならない。課税庁は当然にこの平等原則を遵守すべき義務を負っているし、我々税理士もまたこれを監視するにとともに、自らの努力によってこれを築いていかねばならない。

週刊新潮

記事について

会長 湖 東 京 至

事件の経過

全国の会員諸兄の多くが読まれたと思うが「週刊新潮三月十八日号」に「児玉で実力を発揮した元税務職員集団桜友会」は「民商より頼りになる」という記事のなかで、桜友会の副会長である古屋正、小野崎四郎氏の発言が我々一般試験合格者に対して糧当を欠く箇所があり、会の内外に大きな反響を与えた。

全国青税は三月十八日京都における常務理事会において緊急にこの問題を取りあげた。この常務理事会においては、いたずらに問題を紛糾させることをせず、会全体を税理士全体の品位を失墜させるような言動をマスコミ等に対して行わないようにしていく、という立場から古屋、小野崎両氏に対し、両氏の真意をお尋ねするという主旨の質問書をだすことが決定された。(別掲のとおり)

両氏からの回答

四月一日に両氏に対し発送した

「お尋ね」に、まず小野崎四郎氏から次の文書が自筆で届いた。

昭和五十一年四月七日
全国青年税理士連盟
会長 湖東京至殿

小野崎四郎

四月三日に書留配送の貴連盟より三月十八日付の「週刊新潮」の掲載記事について私宛にお尋ねの書状を送付されましたが私あいにく三日より昨日まで風邪のため事

小野崎四郎先生

昭昭 51 年 3 月 18 日
全国青年税理士連盟
会長 湖 東 京 至
事務局 渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11
第一シルバビル 5 0 1
電 話 354-4162

昭和51年3月18日付「週刊新潮」

掲載記事についてお尋ね

標記の件につき下記のとおりお尋ねいたします。

同誌掲載記事中「『児玉』で実力を発揮した元税務職員集団『桜友会』は『民商』より頼りになる」という記事について、貴殿発言によると思われる同誌39ページ掲載記事は、税理士を税務署出身者と一般試験合格者に区分し、

1. 前者は恩給、年金があるから汚職はしない。
2. // 脱税の相談にはのらない。
3. // 脱税が発覚した場合でも納税者を守る。
4. 後者は恩給も年金もないので汚職をしかねない
5. // 脱税の相談にもっている。
6. // 脱税が発覚したら納税者から逃げる。

という主旨の発言をされたと掲載されております。若し、前記発言が事実なら、一般試験合格者は、税務署出身者より劣悪で税理士法第36条に規定され「脱税相談等の禁止」条項に違反し、さらには納税者の権利擁護を第一目標とした税理士法改正基本要綱を無視していることになり重大問題であり、私どもとしては、これを看過することは出来ません。

しかし、同誌掲載記事には、貴意が十分に表現されていない場合もあるかと存じますので、ご発言の真意を文書でお聞かせ頂きたく返信用封筒同封の上お尋ねいたします。

また、急ぎますので、文書にかえ、私どもと面談の上お聞かせ頂くことも結構ですので、念のため申し添えます。

務所に出勤していませんでしたので御回答がなくて誠に申し訳ございません。この掲載記事は私の発言内容及び私の真意を甚しく歪曲されており遺憾に思います。この間の事情は三月十九日付をもって東京税理士会綱紀部長宛提出した私の上申書で申し述べた通りでございます。

本件に関する一切の事は今後は東京税理士会会長に宜しく御取り計い下さる様御願ひしております

から何分とも御了承願ひます。

(以上原文の通り)

ところでこの回答文書では詳しい経緯がふれられていない。それは東京税理士会綱紀部長に提出された上申書に述べられているという。そこで東京税理士会綱紀部長にこの上申書の閲覧を求めたところ一応部外秘であるという。すでにこの上申書は三月二十五日開かれた東京税理士会の理事会で読み上げられていたので、その理事会に出席した理事の速記によると概ね次のとおり。

十五、六分面接したと思うがそのとき、町の先生とか町の先生方は依頼者にいざ脱税が出てきたという場合逃げちゃうとか、交渉も充分やれないと云ったような覚えはない。記事の文書は私が直接書いたものでもないし記者が勝手に自分の思っていることを文章にしたものと思う。こんな記事を掲載されたいへん迷惑をうけている。

会の円満発展に努力

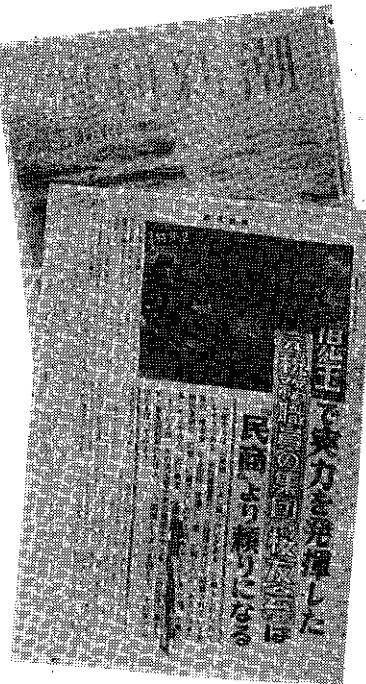
小野崎氏の上申書は結びに、いならずらに派閥にとらわれず、会員同志が中傷しあうようなこともせず、会全体が一致協力して円満な

会務運営をしていくようにすべきだし、自分もそのために努力を惜しまないと述べている。なお小野崎四郎氏は前東京税理士会常務理事監察部長である。

次に桜友会副会長の古屋正氏であるが、文書での回答はなく、電話にて次のとおり回答があった。

(なおこの文書は湖東宛の電話をメモしたものを古屋氏に送付し、氏が加筆修正したもので、氏の了解のもとに掲載する。)

全国青税から私宛の「お尋ね」を受けとっています。週刊新潮の記者が私をたずねて来て面談したことは税理士制度の根幹にふれるというのではなく、世間はなしのようなものだったと思います。もっとも週刊紙で



古屋正先生

昭和 51 年 3 月 18 日
全国青年税理士連盟
会長 湖 東 京 至
事務局 渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11
第一シルバールビル 5 0 1
電話 3 5 4 - 4 1 6 2

昭和51年3月18日付「週刊新潮」

掲載記事についてお尋ね

標記の件につき下記のとおりお尋ねいたします。

同誌掲載記事中「『児玉』で実力を発揮した元税務職員の集団「桜友会」は『民商』より頼りになる」という記事について、貴殿発言によると思われる同誌39ページ掲載記事は、税理士を税務署出身者と一般試験合格者に区分し、

1. 前者は後者より納税者に評判がよい。
2. // 申告指導のキメがこまかい。
3. // 申告につき否認がほとんどない
4. // 税務署の厳しい目に耐え得る実績がある。
5. 後者は前者より行政経験がないから申告、指導があらひ。

という主旨の発言をされたと掲載されております。若し前記発言が事実なら、一般の納税者に対し前者が、後者より、当然に優れた税理士であるかの如き印象を与え、一般試験合格者の社会的信用失墜行為につながる重大事であり、私どもとしては、これを看過することは出来ません。

しをし、口頭によるものを同誌記者が文章を示さずに掲載したものであれば、貴意が十分に表現されていない場合もあるかと存じますので、貴殿ご発言の真意を文書でお聞かせ頂きたく返信用封筒同封の上お尋ねいたします。

また、急ぎますので、文書にかえ、私どもと面談の上お聞かせ頂くことも結構ですので、念のため申し添えます。

すので、おもしろい所だけを記事にするわけですから、私の真意とはかけはなれた内容になっていて残念でなりません。出版される前に活字を見ておりませんので私の責任ある発言ではあ

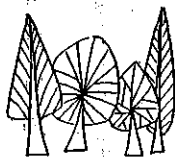
りません。私は税理士制度については考えるところがありませんがそれを皆さんと語り合う機会を持ちたいと思っています。

す。私の真意は以上のとおりです。 蔑視を許さず税理士の社会的地位向上を

以上両氏からの回答について去る四月十九日東京において開かれた常務理事会で検討した結果、

- ① 一般試験合格者、青年税理士を蔑視する思考は許さない。
- ② 会全体、税理士全体の社会的地位の低下につながる言動は今後充分注意し、納税者国民に信頼される制度を打ちたてるよう努力する。
- ③ 以上の基本的見解に立って全国青税としてはこの経過を会員に

以上のとおり一応の落着をみたが、会員諸兄にはこれを機会に一段と業務及び制度問題に関心を深め薄氷を踏むが如き税理士制度を一日も早く確固たるものにするよう努力しようではないか。



声

最近の税務日誌から

大川支部 与田光雄



貸倒れのために赤字になった或る業者の損失申告をした処、例の如く当局から調査を受け、「あの税理士には頼むな」と職権乱用をした役人を別件の取崩容疑で告発したが証拠不十分のためか転動して涼しい顔をしてござる。

江戸の仇を長崎でというわけでもないけれども、その後長崎の島原半島で所謂「ねずみ取り」に引かかった。

「お尋ねしたいことがあるから×月×日に××検察庁にお出で下さい」と数回ハガキでお呼びである。

久留米の××書店から中小企業の原価計算と一休(水上勉著)の二冊を買入れた。前者は、図表と原価計算表が気に入り、コピーして経営成績報告用に活用したいと思つたからで、後者は一休さんの面白い頓智に学びたいからである。世の中すべて智慧と度胸比べ、先づは小企業対策委員会でない智慧をしぼって見るか。

三月七日(証拠不十分)

真实性の原則に従って、大きな

貸倒れのため赤字になった或る業者の損失申告をした処、例の如く当局から調査を受け、「あの税理士には頼むな」と職権乱用をした役人を別件の取崩容疑で告発したが証拠不十分のためか転動して涼しい顔をしてござる。

「お尋ねしたいことがあるから×月×日に××検察庁にお出で下さい」と数回ハガキでお呼びである。

以上二つの事件は三年前で時効になった。

ロッキード事件も時効になって涼しい顔が出来るかしら。



三月十日(骨抜き)

私「×××税務署の総務課長さんですか、決算用紙は商工会にはかり送って何故本人又は顧問税理士に送られませんか、これでは協力は出来ませんよ」

又、私「××町役場の税務課長さんですか、確定申告の控用紙は

本人に送らずに役場に留め置くのはどうしてですか？」
以上二件とも私は電話ではげしく詰問した。
申告納税制度は全く骨抜きにされている。

四月二日(東南アジア旅行)

四月十七日から一週間、香港、シンガポール、バンコックに旅立

青年税理士連盟では、毎年ヨーロッパ税制視察団が行くが、私は今回家族旅行である。

視察団報告書持ち

国会陳情

第三次ヨーロッパ税制視察団のメンバーは、去る三月二十六日、衆・参両院を訪れ、報告書「ヨーロッパの中小企業税制」を贈呈、併せて付加価値税などについて陳情した。

全国青税連、全国婦税連の視察団在京メンバー(古山団長以下七名)は、日頃接触のある国

心に報告書について意見交換をした。
なかでも、横山利秋議員、阿部助哉議員、高沢寅男議員、増本一彦議員、和田耕作議員とは質問検査権や付加価値税の実務について意見の交換を行い、たいへん有意義であった。



税務審議事例

『支払家賃が過大であるとして過大分を寄付金として更正された事例』

東京青税連の税務審議委員会では、東京青税会員Aよりの「支払家賃が過大であったため、その過大分について寄付金として認定され、X税務署長より更正処分があった」との事例について、その処分の違法性ないしは不当性について検討し、反論を加え、会員Aをして「X税務署長に異議申立を行った結果、その全額についてこのたび原処分の取消しが行われた。

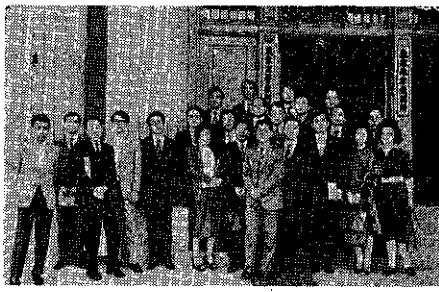
■ 税理士不当解任濫用阻止裁判

第二回本人尋問行わる

五月十一日午後二時より、東京地方裁判所民事第三十六部・民事第二十九号法廷において、「税理士不当解任濫用阻止裁判」(小林事件)が、七十余名の傍聴を得て行われた。

今回から、裁判は合議制となり裁判長裁判官大和勇美、裁判官小池信行、同古谷衛の三名の裁判官で行われることになった。

この事件を有利に展開させるための東京税理士会への働きかけも実り、今後は税理士会及び支援団体が一体となって、法理論の究明



つめかけた傍聴者の一部

に努力することはもとより、鶴見祐策主任弁護士に、茨木茂、井上秀寿両弁護士を加えて、戦いに望むことになった。

■ 裁判の内容

前回までの速記録の内容について若干の訂正と補足も確認する証言が求められた後、事件の核心に入り、昭和三十七年八月二十一日被告会社の設立第一期の税務署の事前調査が終了した時、この事件の発端となった重大な状況が、鶴見弁護士らの巧みな尋問と、小林会員の明解な証言によって明らかにされた。

被告会社設立のために多大な犠牲を強いられ、新規関与先の紹介まで断って、被告会社の業務に没頭していた小林会員にとっては、被告会社代表取締役Y氏の、「...今月一杯で顧問契約を解除して欲しい」という言葉は、まさに寝耳に水の驚き以外の何ものでもなかった。その理由を問いただしてもただ「申し訳ない」とくりかえすばかりで、このまま解任されたの

では税理士の社会的地位と今後の税理士としての立場に重大な影響をうけるとの危険を感じた小林会員は解任理由を明示した文書要求した。これに対し、被告会社とトラブルがあつて解任するものではないこと。Y氏が被告会社の親会社の出向社員であること等を認する文書を得た。その後、小林会員がこの件に関して、提訴に至つた経過が証言された。

一方的無理由解任の不当性を詳細な事実関係によつて立証すると共に、税理士業務は、継続的、包括的委任関係が常態であり、民法第六五一条第一項の規定でこの無理由解任を正当化することは定着している税理士業務の慣習を根柢からくつがえす結果となる法理論の論争へ発展しようとしている。

鶴見弁護士と小林会員は、この重大なテーマを法廷で明らかにする為、税理士業務の実態、商法、税法、税理士法、企業会計原則等を引用して、この裁判が単なる私的利益の追求ではなく、社会公共的な正当性、とりわけ税理士の地位向上を目指していることを明確にした。なお、今後の公判は、九月七日午後三時より、十一月十六日午後一時より同法廷において反対尋問が行われます。

「税理士特別試験違憲訴訟」

七月二十一日に延期さる

第十回目を迎える「税理士特別試験違憲訴訟」の裁判が七月二十一日午後一時に延期された。当日は、日大教授北野弘久氏が原告側証人として出廷します。法廷 東京地方裁判所(民事庁舎二階二号法廷)

■ これまでの経過 ■

- 46・7 大阪合同税理士会税理士制度委員会で訴訟の可能性について研究
- 47・2 「税理士特別試験違憲訴訟をすすめる会」発足
- 47・9 大阪地裁へ訴訟提出
- 47・11 第一回口頭弁論、大阪地裁にて、被告・東京地裁への移送を申し立てる
- 48・1 第二回口頭弁論、移送申し立てをめぐる応酬
- 48・2 移送申し立てを却下
- 48・3 被告高裁に上告
- 48・3・23 日証事件の天下り元署長を告発
- 48・7 大阪高裁、移送を決
- 49・2 定原告最高裁へ上告、却下
- 49・2 東京地裁より原告に對し、訴えの利益に關しての釈明命令
- 49・3 上記について釈明
- 49・4 東京地裁第一回口頭弁論、裁判官の訴訟指揮をめぐって応酬
- 49・4 被告から原告に對し釈明要求
- 49・5 第二回口頭弁論、弁護団長と原告団長陳述
- 49・7 被告答弁書提出
- 49・7 第三回口頭弁論、被告答弁書をめぐり応酬
- 49・10 被告答弁書に對する反論書提出
- 49・11 第四回口頭弁論、司法記者クラブ記者会見
- 50・2 第五回口頭弁論、原告に對し再求釈明、次回回答を約す
- 50・4 第六回口頭弁論、再求釈明に對し回答
- 50・7 第七回、原告証人申請
- 50・10 第八回、裁判官交替に伴い、原告、引きつぎの弁論を行う
- 50・12 第九回、証人採否を決定

全青税 お国めぐり

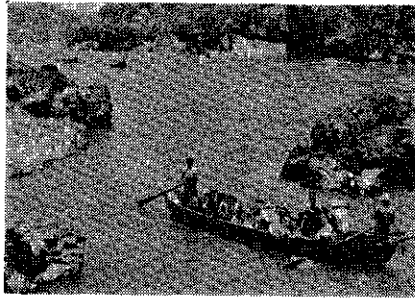
全青税犬山大会の 観光に

多数の参加を

今年の全青税の総会は、七月十八・十九日の日程で、全青税犬山大会の名のもとに、犬山市において開催されることになりました。

このため、名青税におきましては、開催準備のためいち早く実行委員会をつくり、先の奈良大会を参考にしながら、より実のある大会にしようとの精力的に活動、プランを練っております。

犬山市は、名古屋より約30K北



日本ライン下り

に位置し、人口6万の観光都市で山紫水明の地ともいえるようかと思えます。したがって、付近の観光には事欠かず、ここを訪れる観光客を充

分衆しませてくれます。大会の会場となる名鉄犬山ホテルのすぐ隣は、現在残っているお城では最も古いものとされている国宝犬山城がそびえており、またすぐ前には、木曾の山あいとその源を発する雄大な木曾川が流れて美しい景色をつくっております。

総会、シンポジウムなど忙しい一日を過ごした翌日は例年通り観光プランがあります。

全国から集まる青税の皆さんが満足して頂けるよういろいろ話し合いがなされております。ではここで、少し観光プランを御案内しましょう。

犬山の観光、しかも夏とあれば『日本ライン下り』を欠かすことができません。犬山市の北部、岐阜県との県境に流れるドイツのライン川に似た木曾川の急流を船頭

のサオにまかせて下る楽しさは格別です。

スリル満点、奇岩あり、絶景あり、夏の暑さもしばし忘れることでしょう。

午後からは『明治村』を訪ねてみたいと思えます。

ここは昭和40年に開村されたものですが、100万平方メートルにおよぶ広大な敷地に、明治時代の、すなわち日本が鎖国からぬけだし西欧文化が全面的に移入され、文明開化が急速に進行したその時代の歴史的資料、由緒ある建造物など文化遺産が無数に集められ、敷地全体が明治時代を再現しております。

そこでは、聖ヨハネ教会堂、西郷従道邸、明治天皇御料車、鴈外・漱石旧宅など、かずかずの興味ある貴重な資料や建物が移築復元され、明治の文化にふれることができるでしょう。

以上、簡単に御案内致しましたが、私ども実行委員会は、このようなプランに皆さんが本当に参加してよかつたと、きつとお思ひになることと確信しております。では多数の御参加を!

全青税犬山大会実行委員会

副委員長 石井 義博

全青税 犬山大会 日程

とき 昭和五十一年七月十八日(日)〜十九日(月) ところ 名鉄犬山ホテル

プログラム

| 第1日 | | 第2日 | |
|-----|---------------------------|-----|---|
| 第一部 | 分科会シンポジウム 「現行税制の矛盾を衝く」 | 第四部 | 全国会員懇談会 |
| 第一 | 主として租税特別措置法について | 第五部 | 親睦観光ツアー 『木曾のシブキと明治のイブキ』 ——日本ライン下り・明治村—— |
| 第二 | 同族会社について | | |
| 第三 | 推計課税について | | |
| 第四 | 税務調査について | | |
| 第二部 | 代議員総会 | | |
| 第三部 | レセプション | | |

- 会費
- ① 総会・レセプション出席者 一〇、〇〇〇円
 - ② 総会・レセプション宿泊者 一六、〇〇〇円
 - ③ 親睦ツアー参加費用 五、〇〇〇円
- 全国から約三〇〇名の会員が出席の予定です。奮ってご参加下さるようお願いいたします。